平成２９年（フ）第２３７号
茨城県常陸太田市和久町892番地の１
破産者　郡司　俊郎
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号
栃木県小山市大字塚崎1506番地２
破産者　金山良雄こと　金　　良洙
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４８号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁139番地９、従前の住所山形県山形市蔵王半郷239番地24
破産者　鶴見　英司
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第３８号
群馬県桐生市永楽町３番19号
破産者　竹井　　淳
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６６号
群馬県桐生市菱町１丁目3403番地の４
破産者　堀口　佳裕
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３３７号
埼玉県草加市中根１丁目14番９号　オアシス光206号
破産者　棚澤　英男
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
埼玉県吉川市大字保528番地１　コナミハイム201号
破産者　樋口　眞人
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
埼玉県吉川市大字保528番地１　コナミハイム201号
破産者　樋口　夢子
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
埼玉県越谷市大字袋山50番地１　ラルーチェ302号
破産者　木村久美子
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
埼玉県春日部市南４丁目25番13号　メゾン白岩Ⅲ201号
破産者　中野あつみ
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
埼玉県三郷市さつき平２丁目４番２－1803号
破産者　近藤健治郎
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９２９号
横浜市保土ヶ谷区仏向町744番地１　ハマティーナＮｏ．１－203号
破産者　鎌田　金充
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０４３号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目19番31号
破産者　松本あけみ
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２１号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地30棟708号
破産者　平井　博子
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００号
長野県木曽郡大桑村大字野尻3060番地
破産者　中村　久夫
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号　社会福祉法人こころサービス付高齢者向け住宅302号室
破産者　小口　政枝
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３９６号
兵庫県加古川市尾上町今福33番地の１エステート若宮203号
破産者　檜物　俊憲
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７９号
和歌山市湊１丁目11番４号
破産者　井手組こと　井手　康滋
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７０号
和歌山県岩出市溝川215番地（Ｂ－112号)、前住所和歌山県岩出市東坂本15番地（Ⅱ－101号)
破産者　Ｔ＆Ｎ．ａｕｔｏｐａｒｔｓこと　寺井　正和
１　決定年月日　平成29年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係